

< 報道関係各位 >

令和2年度の「災害復興住宅融資」の申込件数等 － 被災されたご高齢の方の住宅再建も支援しています －

独立行政法人住宅金融支援機構（本店：東京都文京区後楽1-4-10、理事長：毛利 信二）では、東日本大震災、熊本地震をはじめとした自然災害からの早期復興を支援するため、住宅等に被害を受けた方に対する長期・固定低利の「災害復興住宅融資」を実施しており、この融資の令和2年度の申込件数等についてお知らせいたします。

<トピックス>

- 災害復興住宅融資の令和2年度の申込件数は1,093件、融資実行件数は1,488件、融資実行金額は236.8億円となりました。（⇒ P.2）
- 毎月のお支払いを利息のみとし、お借入元金はお申込人全員がお亡くなりになった際にご返済いただく「災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）」のほか、親子リレー返済、親孝行ローンといった制度により、被災された高齢者（満60歳以上）がお住まいになる住宅の再建を支援しています。（⇒ P.3）
- 東日本大震災及び熊本地震に係る災害復興住宅融資の借入申込受付期間を延長しました。（⇒ P.4）

（注）実績は速報値であるため、過去の申込件数を修正することがあります。

詳細は、次頁以降をご参照ください。

【報道関係の方からのお問合せ先】

経営企画部広報グループ 児玉／井田／永田／水野／池森 TEL：03-5800-8019

【お客さまからのお問合せ先】

お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）

0120-086-353（通話無料）

※ 国際電話等をご利用いただけない場合は、<TEL 048-615-0420>におかけください（通話料金ががかかります。）。

※ 電話相談は、土曜日及び日曜日も実施します。

受付時間 9：00～17：00（祝日及び年末年始を除きます。）

【住宅金融支援機構ホームページ・東日本大震災関連情報】

<https://www.jhf.go.jp/shinsai>

1 災害別の災害復興住宅融資の申込件数等

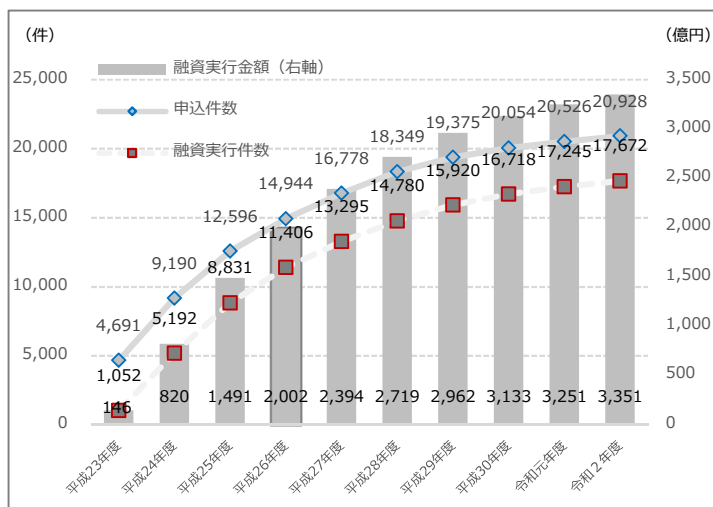
(単位：件、億円)

	令和2年度		
	申込件数 ^{※4}	融資実行件数 ^{※4}	融資実行金額
東日本大震災 ^{※1}	402	427	100.3
熊本地震 ^{※2}	164	284	44.7
平成30年7月豪雨 ^{※3}	149	294	45.3
令和元年房総半島台風(台風第15号)	95	109	7.3
令和元年東日本台風(台風第19号)	178	203	24.6
令和2年7月豪雨	45	11	0.6
上記以外の災害	60	160	14.0
合計	1,093	1,488	236.8

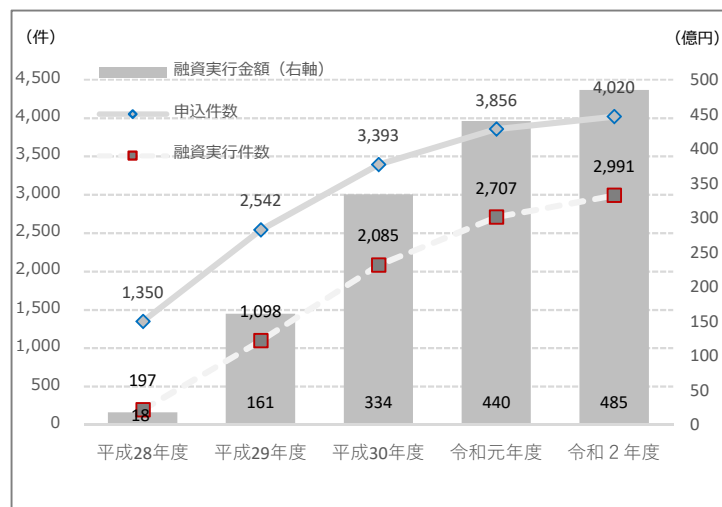
- ※1 平成23年度以降の累計実績は、申込件数は20,928件、融資実行件数は17,672件、融資実行金額は3,351.1億円です。
- ※2 平成28年度以降の累計実績は、申込件数は4,020件、融資実行件数は2,991件、融資実行金額は484.8億円です。
- ※3 平成30年度以降の累計実績は、申込件数は858件、融資実行件数は640件、融資実行金額は93.8億円です。
- ※4 災害復興住宅融資は建設資金としてご利用いただく割合が高く、建設工事や検査等に一定の期間を要することから、申込件数と融資実行件数に差が発生しています。

【参考】災害復興住宅融資(累計実績)

東日本大震災
(平成23年度～令和2年度末)



熊本地震
(平成28年度～令和2年度末)



2 1のうち高齢者（満60歳以上）がお住まいになる住宅の再建に係る支援制度のご利用状況

(単位：件、億円)

	令和2年度			
	申込件数	割合	融資実行件数	融資実行金額
高齢者（満60歳以上）がお住まいになる住宅の再建に係る件数等合計	365	100%	520	70.4
① 親子リレー返済	101	28%	121	17.7
② 親孝行ローン	65	18%	60	9.9
③ 高齢者向け返済特例 [※]	62	17%	130	11.5
④ ①～③以外の通常の返済方法	137	38%	209	31.2

注：上表は、四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

※ 災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）が創設された平成29年1月以降の累計実績は、申込件数は426件、融資実行件数は310件、融資実行金額は27.8億円です。

【参考】高齢者（満60歳以上）がお住まいになる住宅の再建に係る支援制度

① 親子リレー返済とは

通常、返済期間は申込時点の申込人の年齢によりお選びいただけますが、申込人の子等を連帯債務者としてお申込みいただくことにより、申込人の年齢にかかわらず、申込人の子等の年齢により返済期間をお選びいただくことができる制度です。

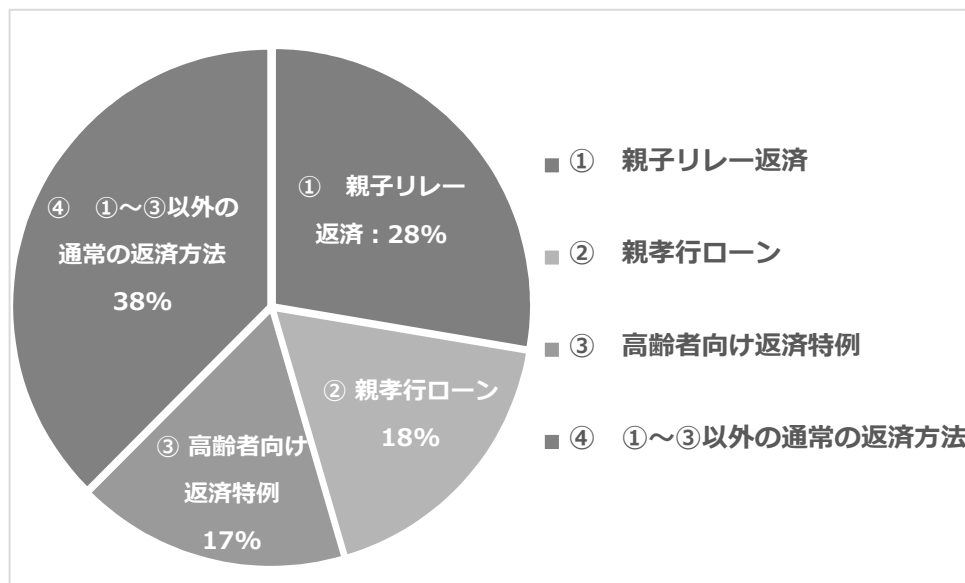
② 親孝行ローンとは

被災住宅に居住していた高齢の親等（満60歳以上）が住むための住宅を建設、購入又は補修する場合に子等を申込人としてお申込みいただける制度です。

③ 高齢者向け返済特例とは

毎月のお支払は利息のみで、借入金の元金は申込人全員が亡くなられたときに、相続人の方から、自己資金等により一括してご返済いただくか、融資住宅及び敷地の売却代金によりご返済いただく制度です。
熊本地震で被災されたご高齢の方の住宅再建支援のニーズを受けて、平成29年1月に創設しました。

【参考】高齢者（満60歳以上）がお住まいになる住宅の再建に係る支援制度の申込割合（令和2年度）



3 東日本大震災及び熊本地震に係る災害復興住宅融資の借入申込受付期間の延長※

東日本大震災及び熊本地震により住宅等に被害を受けた方に対する災害復興住宅融資の借入申込受付期間を次のとおり延長しました。

- ・東日本大震災 : 令和8年3月31日まで（5年間延長）
- ・熊本地震 : 令和4年3月31日まで（1年間延長）

※ 令和3年4月に当機構ホームページでお知らせ済みです。

(参考)

～東日本大震災及び熊本地震に係る取組について広報誌 季報「住宅金融」でご紹介～

令和3年、東日本大震災から10年、熊本地震から5年が経過しました。機構現地支店や地方公共団体等のこれまでの取組について、住宅金融支援機構の広報誌 季報「住宅金融」（令和3年5月20日発行）でご紹介しております。広報誌全体の特集テーマを「災害復興に向けて果たす役割」としており、近年に発生したその他の災害への取組についてもご紹介しています。ぜひご覧ください。

<季報「住宅金融」掲載先 URL>

<https://www.jhf.go.jp/about/kihou/index.html>